

極	秘
無	期 限
部の内 号	

(2) 特設運送艦浮島丸遭難事件

(注) 本件資料中

1. No 13・14 厚生省には見せたが
右は海保庁作成ということ
厚生省の意見により、法務省には写しを
渡していない
2. No 7・8・11・18
当省の内部メモであり内容的にも訴訟と
関係がないと思われるため 厚生・法務の
いずれにも見せていない